

三浦市結婚新生活支援補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、結婚に伴う新生活を経済的に支援することにより、少子化対策の強化及び移住・定住促進に資することを目的として、新規に婚姻した世帯に対し、予算の範囲内において、住居費、引越費用及びリフォーム費用の一部を補助することについて、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 当該年度の4月1日から当該年度の3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 補助対象支払期間 当該年度の4月1日から当該年度の3月10日までの期間をいう。
- (3) 住居費 婚姻日から起算して1年以内に、結婚を機に、夫婦双方又は一方が居住に要するため、市内で新たに住宅を取得した費用（土地の購入費用は除く。）又は新たに住宅を賃借する際に要した費用（夫婦の一方が婚姻前から賃借している物件にもう一方が入居する場合や婚姻前から夫婦が同居している場合は、婚姻を機とした同居後に生じた費用に限る。）のうち、賃料（駐車場代は除く。）、敷金、礼金（保証金等これに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料であって、補助対象支払期間内に支払われたものをいう。ただし、賃料については、勤務先から住宅手当が支給されている場合は当該住宅手当に相当する額を、地域優良賃貸住宅の家賃低廉化に係る国の支援を受けている場合は当該支援額分に相当する額を、それぞれ対象となる経費から控除したものをいう。
- (4) 引越費用 婚姻を機に引越しに要した費用のうち、引越業者又は運送業者への支払代金で、補助対象支払期間内に支払われたものをいう。ただし、引越しに係る不用品の処分費用は除く。
- (5) リフォーム費用 婚姻を機に新たに市内の住宅を取得し、又は市内の住宅物件を賃借した際に、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等をするためのリフォーム（婚姻前にリフォームした場合は、婚姻日から起算して1年以内）に要した費用で、建築業者への支払その他のリフォームに係る実費のうち、補助対象支払期間内に支払われたものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 倉庫、車庫に係る工事費用
 - イ 門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用
 - ウ エアコン、洗濯機等の家電購入又は設置に係る費用
 - エ 市の他の制度による補助を受けている費用
 - オ 補助金の交付を受けようとする者が直接行う工事に係る費用
 - カ 夫婦以外の者がリフォーム工事を契約し、支払った費用
 - キ 本来貸主が負担すべき修繕等の費用

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 課税(所得)証明書又は非課税証明書をもとに、新婚世帯の前年(当該年度の課税(所得)証明書の取得可能日より前の申請にあつては前々年)の所得を合計した額が500万円未満であること。ただし、夫婦の双方又は一方が貸与型奨学金(公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。)の返済を現に行っている場合にあつては、新婚世帯の合計所得額から課税(所得)証明書と同一期間の返済額を控除して算出するものとする。
- (2) 婚姻届が受理された時点において、年齢が夫婦ともに39歳以下であること。
- (3) 補助対象となる住居費に係る住宅が三浦市内にあり、かつ、住居費に係る名義人が、夫婦双方または一方であること。
- (4) 補助金を申請する日(以下「申請日」という。)において、夫婦双方又は一方の住民票の住所が前号の住宅の住所となっていること。
- (5) 生活保護による住宅扶助その他公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- (6) 補助対象について、本市の他の事業における住居費、引越費用及びリフォーム費用に係る補助を受けていないこと。
- (7) 過去に、夫婦双方又は一方が内閣府が定める地域少子化対策重点措置交付金交付要領に規定する結婚新生活支援事業として都道府県又は市町村(本市以外も含む)が交付する補助金を受けていないこと。
- (8) 市税等の滞納がないこと。
- (9) 新婚世帯が、三浦市暴力団排除条例(平成23年三浦市条例第2号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と密接な関係を有していないこと。
- (10) 本事業に関するアンケートに協力すること。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、住居費、引越費用及びリフォーム費用の合算額(消費税及び地方消費税を含む。)とし、夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下の場合には1世帯あたり60万円、その他については1世帯あたり30万円を限度とする。ただし、住居費は、補助金の申請日において現に居住している住宅に係る経費に限る。

- 2 前年度に当該事業による補助の交付決定を受けている場合は、その翌年度に限り、当該年度実施分の対象事業期間、支払期間の範囲内で、前年度の1世帯当たりの補助上限額として定める額から受給済みの額を差し引いて得た額を限度として補助を行うことができる。なお、継続補助の補助対象費目は前年度の費目が適用され、補助率は当該年度実施分が適用されるものとする。
- 3 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 4 前条に規定する補助対象世帯に該当しなくなった場合は、当該事由が発生した日

の前月までに支払った経費を対象とする。

(補助金の申請及び決定)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、当該年度の3月31日までに、三浦市結婚新生活支援補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)
- (2) 夫婦の課税(所得)証明書又は非課税証明書(申請時点における直近のものに限る。)
- (3) 夫婦の住民票の写し
- (4) 税金の未納がないことの公的証明書
- (5) 住居物件の売買契約書及び領収書の写し(住居費において取得の場合)
- (6) 住居物件の賃貸借契約書及び領収書の写し(住居費において賃貸の場合)
- (7) 給与所得者全員分の住宅手当支給証明書(様式第2号)
- (8) 引越しに係る領収書の写し
- (9) リフォームに係る工事請負契約書又は請書及び領収書の写し
- (10) 貸与型奨学金の返還額を証明する書類の写し
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、本市が保有する公簿により確認することができるものについては、この当該書類の添付を省略することができる。

3 市長は、第1項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、補助金交付の可否を決定し、三浦市新婚生活支援補助金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

4 市長は、前項の規定による補助金の交付の決定に条件を付することができる。
(変更の申請)

第6条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、前条第1項の申請書に記載した事項を変更しようとするときは、速やかに補助金変更交付申請書(様式第4号)に、当該変更に係る書類を添付して市長に提出し、承認を得なければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、三浦市新婚生活支援補助金変更交付(不交付)決定通知書(様式第5号)により、当該補助対象者に通知するものとする。

3 前条第3項の規定は、前項の規定による変更の決定について準用するものとする。

(補助金の請求)

第7条 補助対象者は、速やかに三浦市新婚生活支援補助金交付請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、補助対象者から前項に規定する請求書の提出があったときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取り消し)

第8条 市長は、補助対象者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の

交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) この要領に違反する行為があったとき。
- (3) その他市長が適当でないと認めたとき。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消す場合は、三浦市結婚新生活支援補助金交付決定取消通知書（様式第7号）により、補助対象者に通知するものとする。

（補助金の返還）

- 第9条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助対象者に補助金を交付しているときは、三浦市結婚新生活支援補助金返還命令書（様式第8号）により、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（報告等）

- 第10条 市長は、補助金の交付前又は交付後を問わず、必要があると認めるときは、補助対象者から必要な報告又は書類を徴し、又は職員に必要な調査を行わせることができる。

- 2 補助対象者は、前項の規定により報告、書類又は調査を求められたときは、速やかに応じなければならない。

（委任）

- 第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年1月20日から施行する。